介護保険住宅改修受領委任払い説明資料

目　次

１．介護保険法改正後の住宅改修費の取り扱いについて …… １

２．我孫子市高齢者住宅改造費助成規則について …… ３０

１１．住宅改修における事前申請制度及び「住宅改修が必要な理由書（最終案）」について

１．事前申請制度について

（１）事前申請制度の流れ

○　住宅改修における事前申請制度については、平成１７年８月５日全国介護保険担当課長会議において、その方向性をお示し、先般の全国介護保険担当課長会議ブロック会議資料において、その条文案を提示したところ。

○　その具体的な手続きの流れについては別紙１のとおりであるが、制度導入後は、従来の事後申請であれば対処が困難であった悪質な事業者による（保険給付として適当でない）住宅改修の防止や利用者の身体の状態からは適当ではない住宅改修の防止も可能となり、制度導入の目的である「利用者保護」の観点において適切な制度運用が望まれる。

（２）事前申請制度の留意事項

事前申請制度では、被保険者は、住宅改修を行おうとする前に（別紙１②の段階）、申請書又は書類の一部を市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。

その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後（別紙１④の段階）に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせて説明する必要がある。

（３）事前申請制度における「やむを得ない事情がある場合」

「やむを得ない事情がある場合」とは、入院又は入所者が退院又は退所後に住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合をいう。

なお、平成18年4月1日前に住宅改修に着工した場合についても、同様の取り扱いとなる。

別紙１

① 住宅改修についてケアマネジャー等に相談

↓

② 申請書類又は書類の一部提出・確認

・利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
・保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうか確認する。

（利用者の提出書類）

○支給申請書
○住宅改修が必要な理由書
○工事費見積もり書
○住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真又は簡単な図を用いたもの）

↓

③ 施　工　→　完　成

↓

④ 住宅改修費の支給申請・決定

・利用者は、工事終了後領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を保険者へ提出「正式な支給申請」が行われる。
・保険者は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

（利用者の提出書類）

○住宅改修に要した費用に係る領収書
○工事費内訳書
○住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）
○住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合）

※　ただし、やむを得ない事情がある場合については、④の段階において②の段階で提出すべき申請書類等を提出することができる。

２．住宅改修が必要な理由書（最終案）について

○　住宅改修が必要な理由書については、平成１７年８月５日全国介護保険担当課長会議において、当初案をお示ししたところであるが、その後のパブリックコメント（平成17年10月3日～同年11月2日）で頂いた意見も踏まえ、別紙２のとおり、最終案をお示しすることとした。

○　今回の最終案については、「居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について」（平成１２年３月８日老企第４２号老健局企画課長通知）（改正予定）において、住宅改修が必要な理由書の標準様式と位置づける予定である。

住宅改修が必要な理由書　（P1）

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和　年　月　日	性別	□男　□女
	被保険者氏名		要介護認定（該当に○）		要支援	要介護		
					1・2	経過的・1・2・3・4・5		
	住所							

作成者	現地確認日	平成　年　月　日	作成日	平成　年　月　日
	所属事業所			
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名			
	連絡先			

保険者	確認日	平成　年　月　日	評価欄	
	氏名			

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	
介護状況	
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	

福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定	改修前	改修後
❶車いす	□	□
❷特殊便台	□	□
❸床ずれ防止用具	□	□
❹体位変換器	□	□
❺手すり	□	□
❻スロープ	□	□
❼歩行器	□	□
❽歩行補助つえ	□	□
❾認知症老人徘徊感知機器	□	□
❿移動用リフト	□	□
⓫腰掛便座	□	□
⓬特殊尿器	□	□
⓭入浴補助用具	□	□
⓮簡易浴槽	□	□
⓯その他		
・＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿	□	□

住宅改修が必要な理由書　　(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようとしている生活動作 ➡	② ①の具体的な困難な状況(‥なので ‥で困っている)を記入してください ➡	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(‥することで ‥が改善できる)を記入してください ➡		④ 改修項目(改修箇所)
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他( )		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他( )		☐ 手すりの取付け ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ☐ 段差の解消 ( ) ( ) ( ) ☐ 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) ☐ 便器の取替え ( ) ( ) ☐ 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) ☐ その他 ( ) ( ) ( )
入浴	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 浴室内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他( )		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他( )		
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 杖いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他( )		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他( )		
その他の活動			☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他( )		

３．その他（住宅改修に関するＱ＆Ａ）

今回の制度改正では、要支援２が追加されたが、住宅改修の支給限度額がリセットされる「介護の必要の程度が著しく高くなった場合」の取り扱いはどのようになるのか。

（答）

○　従来、住宅改修については、区分支給限度基準額は、同一被保険者の同一の住宅の改修について、２０万円が限度とされているが、要介護状態区分が３段階以上上がった場合については、例外として、その限度額がいったんリセットされることとなる。

○　今回の制度改正により、新たに「要支援２」の区分が設けられましたが、要支援２については、要介護認定等基準時間が３２分以上５０分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態であるという点で、要介護１と同様の状態であり、住宅改修における介護の必要の程度を図る目安としては、同じものとして整理することとなる。

○　したがって、要支援１から要介護２となった場合、要介護状態区分等は３段階上がるが、介護の必要の程度を図る目安（段階）は２段階の上昇にとどまっており、支給限度額はリセットされないこととなる。

介護の必要の程度を図る目安（段階）	要介護状態区分等
第六段階	要介護５
第五段階	要介護４
第四段階	要介護３
第三段階	要介護２
第二段階	要支援２　又は　要介護１
第一段階	要支援１　又は　経過的要介護（平成 18 年 4 月 1 日以降） 要支援（平成 18 年 4 月 1 日前）

様式第2号（第6条第1項関係）

例　事前申請時

我孫子市受領委任払い用

介護保険（居宅介護　介護予防）住宅改修費支給申請書

ﾌﾘｶﾞﾅ 被保険者氏名	被保険者名	保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	年　月　日	性別	男・女
住所	〒 電話番号		
住宅の所有者	本人との関係（　　）		
改修の内容・個所及び規模		業者名	
		着工日	年　月　日
		完成日	年　月　日

保険対象改修費	自己負担額(2)（(1)×0.1）	①－②

太枠内を記入してください

我孫子市長　あて

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。

また、この申請に基づく居宅介護（支援）住宅改修費の支給申請及び受領に関する権限については、次の受取人に委任します。

年　月　日 ← 完成後に申請書を提出日

住所

申請者　　電話番号

（兼受領委任者）氏名　被保険者名　　印

受取人の住所、事業者名、代表者名及び口座振込先	登録番号		
	〒 住所 事業者名　　電話番号 代表者名　受領委任事業者　㊞		
	金融機関		
	口座番号	区分	1　普通　2　当座
	ﾌﾘｶﾞﾅ 口座名義人		

指定居宅介護支援事業者確認欄	上記の申請については、介護保険法第４５条第１項又は第５７条第１項に規定する住宅改修に該当することを及び支給の申請手続が適正であることを確認します。 住　所 事業者名 居宅介護支援専門員氏名　ケアマネージャー名及び確認印　印

※我孫子市記入欄

保険対象額	本人負担額	支給決定額	備考

注意
保険対象改修経費に給付対象外経費が含まれているときは、保険支給額が減額されますで御注意ください。

＜事前申請時に添付する書類＞

1　介護保険（居宅介護　介護予防）住宅改修費支給申請書

2　住宅改修が必要な理由書

3　工事費見積書

4　住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真又は簡単な図を用いたもの）

5　住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行なった住宅の所有者が該当利用者でない場合）

＜工事完成後に添付する書類＞

1　住宅改修に要した費用に係る領収書

2　工事費内訳書

3　住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）

住宅改修が必要な理由書P1〈償還払い〉

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日	性別	□男 □女
	被保険者氏名		要介護認定（該当に○）	要支援	要介護			
				1・2	経過的・1・2・3・4・5			
	住所							

作成者	現況プランニング確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日
	所属事業所			
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名			
	連絡先			

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価欄	
	氏名			

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	
介護状況	
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいのか	

福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定	改修前	改修後
●車いす	□	□
●特殊寝台	□	□
●床ずれ防止用具	□	□
●体位変換器	□	□
●手すり	□	□
●スロープ	□	□
●歩行器	□	□
●歩行補助つえ	□	□
●認知症老人徘徊感知機器	□	□
●移動用リフト	□	□
●腰掛便座	□	□
●特殊尿器	□	□
●入浴補助用具	□	□
●簡易浴槽	□	□
●その他		
・＿＿＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿＿＿	□	□

＜P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

①改善しようとしている生活動作		② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修コメント(・・・することで・・・が改善できる)を記入してください		④ 改修項目(改修箇所)
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他(　　)		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		☐ 手すりの取付け (　　) (　　) (　　) (　　) (　　) ☐ 段差の解消 (　　) (　　) (　　) ☐ 引き戸等への扉の取替え (　　) (　　) ☐ 便器の取替え (　　) (　　) ☐ 滑り防止等のための床材の変更 (　　) (　　) ☐ その他 (　　) (　　) (　　)
入浴	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 浴室内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内の姿勢保持 ☐ その他(　　)		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他(　　)		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		
その他の動作(行為)			☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		

住宅改修が必要な理由書P1〈受領委任払い〉

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日	性別	□男 □女
	被保険者氏名		要介護認定（該当に○）		要支援	要介護		
					1・2	経過的・1・2・3・4・5		
	住所							

作成者	現況プランニング確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日
	完成確認日	平成 年 月 日		
	所属事業所			
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名			
	連絡先			

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価欄	
	氏名			

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	
介護状況	
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいのか	

福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定	改修前	改修後
●車いす	□	□
●特殊寝台	□	□
●床ずれ防止用具	□	□
●体位変換器	□	□
●手すり	□	□
●スロープ	□	□
●歩行器	□	□
●歩行補助つえ	□	□
●認知症老人徘徊感知機器	□	□
●移動用リフト	□	□
●腰掛便座	□	□
●特殊尿器	□	□
●入浴補助用具	□	□
●簡易浴槽	□	□
●その他		
・＿＿＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿＿＿	□	□

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作		② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修コメント(・・・することで・・・が改善できる)を記入してください		④ 改修項目(改修箇所)
排泄	□ トイレまでの移動 □ トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) □ 便器からの立ち座り(移乗を含む) □ 衣服の着脱 □ 排泄時の姿勢保持 □ 後始末 □ その他( )		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		□ 手すりの取付け ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) □ 段差の解消 ( ) ( ) ( ) □ 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) □ 便器の取替え ( ) ( ) □ 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) □ その他 ( ) ( ) ( )
入浴	□ 浴室までの移動 □ 衣服の着脱 □ 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) □ 浴室内での移動(立ち座りを含む) □ 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) □ 浴槽の出入(立ち座りを含む) □ 浴槽内の姿勢保持 □ その他( )		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		
外出	□ 出入口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 □ 履物の着脱 □ 出入口の出入(扉の開閉を含む) □ 出入口から敷地外までの屋外移動 □ その他( )		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		
その他の動作(行為)			□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		

住宅改修が必要な理由書P1（記入要領）<受領委任払い>

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号		年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日	性別	□男 ☑女
	被保険者氏名		要介護認定（該当に○）		要支援	要介護		
					1・2	経過的 (1)・2・3・4・5		
	住所							

作成者	現況プランニング確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日
	完成確認日	平成 年 月 日		
	所属事業所			
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名			
	連絡先			

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価欄	
	氏名			

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	たとえば、移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況なのかを記述する。屋内及び屋外での移動方法（自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用など）を記述する。
介護状況（主な介護者含む）	家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記述する。
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいのか	住宅改修によって利用者・家族は、介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思っているのか（特に何を希望しているか）また、その効果を記述する。

福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定

	改修前	改修後
●車いす	□	□
●特殊寝台	□	□
●床ずれ防止用具	□	□
●体位変換器	□	□
●手すり	□	□
●スロープ	□	□
●歩行器	□	□
●歩行補助	□	□
●認知症老人徘 器	□	□
●移動用リフト	□	□
●腰掛便座	□	□
●特殊尿器	□	□
●入浴補助用具	□	□
●簡易浴槽	□	□
●その他		
・	□	□
・	□	□
・	□	□

改修前と改修後想定される福祉用具の利用状況を確認する。

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(・・・なので・・・で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修コメント(・・・することで・・・が改善できる)を記入してください		④改修項目(改修箇所)
排泄	□ トイレまでの移動 □ トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) □ 便器からの立ち座り(移乗を含む) □ 衣服の着脱 □ 排泄時の姿勢保持 □ 後始末 □ その他(		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		□ 手すりの取付け ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) □ 段差解消 ( ) ( ) ( ) ( ) □ 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) □ 便器の取替え ( ) ( ) □ 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) □ その他 ( ) ( ) ( )
入浴	□ 浴室までの移動 □ 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) □ 洗髪 □ 洗身 □ 浴槽出入 □ 浴槽内の姿勢保持 □ 浴槽内の移動 □ その他( )		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		
外出	□ 出入口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 □ 履物の着脱 □ 出入口の出入(扉の開閉を含む) □ 出入口から敷地外までの屋外移動 □ その他(		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		
その他の動作(行為)			□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他		

現状の改善を必要とする動作についてレ点チェックをする。今回改修の対象ではない項目にはレ点チェックする必要はない。

生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記述する。

・改修案の検討の際は全ての行為についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする行為に限定したコメントでよい。
・生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めること。寝たきりならば「座位が保てるとか」、歩行ができれば「段差を越えられるか」などについても記入する。
・①のレ点評価と②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする。
・移動について各行為(排泄・入浴・外出)に共通する内容は、たとえば「排泄」の欄のみに記入し、各行為の欄に重複して記入する必要はない。

①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をチェックする。各行為の困難事項を改善するために、どのような改修を行なうのか、その方針を記述する。

・改善方法は「手すり設置」や「段差解消」という表現でなくてもよい。「つかまれる所を」「つまずかない工夫」「立ち上がりの支えを」などの表現でもよい。
・一つの改修項目が複数の目的のために行なわれる場合はまとめて記述してもよい。
・具体的手段については当事者はもちろん、施工者や専門家と一緒に考えることが望ましい。

・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、詳細な内容を記述する。
・改修箇所は、場所だけではなく「手すり」なら、「便器横壁面」等その取付箇所まで記述する。

住宅改修が必要な理由書P1〈受領委任払い〉

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号	○○○○○	年齢	歳	生年月日	明治 大正 (昭和) 年 月 日	性別	□男 ☑女
	被保険者氏名	介護 花子	要介護認定（該当に○）	要支援	1・2	要介護	経過的 (1)・2・3・4・5	
	住所	我孫子市 ○○○ 1-1-1						

作成者	現況プランニング確認日	平成 年 月 日	作成日	平成○○年○○月○○日
	完成確認日	平成 年 月 日		
	所属事業所	○○○事業所		
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名	○○ ○○		
	連絡先	○○-○○○○-○○○○		

保険者	確認日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	評価欄	
	氏名	○○○○○		

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	右大腿骨頸部骨折により人工骨頭置換術術後。 平成16年6月に廊下で転倒し入院。人工骨頭置換術後、6月30日に退院。 室内は杖でゆっくりではあるが歩行可能。ただし、見守りが必要。屋外は車いすを使用。
介護状況（主な介護者含む）	骨折前より長男夫婦と同居しており、排泄と入浴の介助については主に長男の妻が行なっている。 日中は、本人しかいない場合もある。
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいのか	長男の妻の介助と見守りにより何とか生活できているが、生活動作や家事（調理）なども含め自分でできることはしていきたい。 家屋が古く段差が多いために、住宅改修を行い、安全に生活できるようにしていく。 玄関にはすでに手すりと踏み台があり、一人で立ち上がりの昇降ができるので、今回は排泄と入浴動作及び、調理動作について改善したい。できればお風呂には毎日入りたい。

福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定	改修前	改修後
●車いす	☑	☑
●特殊寝台	☑	☑
●床ずれ防止用具	□	□
●体位変換器	□	□
●手すり	□	□
●スロープ	□	□
●歩行器	□	□
●歩行補助つえ	□	□
●認知症老人徘徊感知機器	□	□
●移動用リフト	□	□
●腰掛便座	□	□
●特殊尿器	□	□
●入浴補助用具	☑	☑
●簡易浴槽	□	□
●その他		
・	□	□
・	□	□
・	□	□

住宅改修が必要な理由書 2

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作		② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修コメント(・・・することで・・・が改善できる)を記入してください		④ 改修項目(改修箇所)
排泄	☑ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) ☑ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他( )	居室からトイレの移動は、杖歩行だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、歩行バランスも若干不安定で「見守り」が必要。 便座からの立ち上がりの際に、支持する所がないため、介助が必要。	☑ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☑ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☑ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	廊下の移動が一人で(「見守り」なしで)行なえるように、連続した手すりを設置する。 手すりの高さについては実際に歩行してもらって決める。 一人で便座からの立ち上がりができるように、つかまれるものなど工夫する。	☑ 手すりの取付け (廊下の移動経路) (便器横壁面) (脱衣室入り口) (浴槽内の移動経路) ( )
入浴	☑ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) ☑ 浴室内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) ☑ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内の姿勢保持 ☐ その他( )	居室から浴室への移動は「排泄」と同じ。 浴室内では杖は使えず、つかまる場所がないため、移動に不安がある。 浴槽50cmの縁高を一人でまたぐことができず、介助を必要としている。	☑ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☑ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	居室から浴室の動線は「排泄」と同じ。 浴室内での移動の安全を確保するために、移動の経路に手すりを設置。 浴槽を浅いものに取替え、バスボードを併用して一人で浴槽への出入りができるようにする(ただし、「見守り」は必要か)。	☑ 段差の解消 (廊下3cmかさ上げ) (浴槽をエプロン高40cm、深さ50cmのものに取替え) ( )
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他( )		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		☐ 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) ☐ 便器の取替え ( ) ( ) ☐ 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) ☐ その他 ( ) ( ) ( )
その他の動作(行為)	調理 台所での移動、姿勢保持	杖でなんとか台所へは行けるが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難。	☐ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	杖なしでの長時間の作業が可能なように、車いす作業を可能とするため、廊下と台所との段差を解消する	

住宅改修が必要な理由書P1〈受領委任払い〉

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号	○○○○○	年齢	歳	生年月日	明治 大正 (昭和) 年 月 日	性別	□男 ☑女	
	被保険者氏名	介護 太郎	要介護認定（該当に○）	要支援	1・2	要介護	経過的 (1)・2・3・4・5		
	住所	我孫子市 ○○○ 1-1-1							

作成者	現況プランニング確認日	平成 年 月 日	作成日	平成○○年○○月○○日
	完成確認日	平成 年 月 日		
	所属事業所	○○○事業所		
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名	○○ ○○		
	連絡先	○○-○○○○-○○○○		

保険者	確認日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	評価欄	
	氏名	○○○○○		

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	脳梗塞、両変形性膝関節症。 平成16年5月4日、A病院に入院し、脱水による脳梗塞との診断を受けたが麻痺はなく、6月1日に退院。 現在、起き上がりはものにつかまれば可能。立ち上がり時に左膝疼痛あり。 屋内歩行はゆっくりだが、つたい歩きが可能。屋外移動は車いすを介助により使用。リハビリにて回復の可能性あり。
介護状況（主な介護者含む）	独居だが、同一敷地内に長女夫婦が居住。近隣に長男家族が居住。 長女、長男が交代で介護可能。今は排泄についてはポータブルトイレを利用している。入浴は、訪問入浴利用の週2回のみである。特に上がりかまち段差の昇降は介助がないと難しい。
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいのか	トイレで排泄させたい。入浴については訪問入浴を利用しつつ、休日はバスボードの利用で長男長女による介助入浴の負担軽減を図る。 通所介護への送り出し時も含めて、外出時の介護負担を軽減したい。 脱水に留意し、在宅生活を長くできるよう配慮する。長男長女の援助を受けることとするが、介護疲労に注意し、介護サービスの導入と通所介護・通所リハビリテーションの利用につなげていく。 福祉用具と住宅改修を導入することにより、排泄の自立を第一目標とし、さらに介護者の希望である通所介護時や、休日の外出介助時の負担軽減を図り、外出機会の増加を検討していく。

福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定	改修前	改修後
●車いす	☑	☑
●特殊寝台	☑	☑
●床ずれ防止用具	□	□
●体位変換器	□	□
●手すり	□	□
●スロープ	□	□
●歩行器	□	□
●歩行補助つえ	□	□
●認知症老人徘徊感知機器	□	□
●移動用リフト	□	□
●腰掛便座	☑	☑
●特殊尿器	□	□
●入浴補助用具	□	☑
●簡易浴槽	□	□
●その他		
・	□	□
・	□	□
・	□	□

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

	①改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修コメント(・・・することで・・・が改善できる)を記入してください		④ 改修項目(改修箇所)
排泄	☑ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) ☑ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他( )	居室からトイレの移動は、杖歩行だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、歩行バランスも若干不安定で「見守り」が必要。 便座からの立ち上がりの際に、支持する所がないため、介助が必要。	☑ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☑ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☑ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	廊下の移動が一人で(「見守り」なしで)行なえるように、連続した手すりを設置する。 手すりの高さについては実際に歩行してもらって決める。 一人で便座からの立ち上がりができるように、つかまれるものなど工夫する。	☑ 手すりの取付け (廊下の移動経路) (便器横壁面) (脱衣室入り口) (浴槽内の移動経路) ( )
入浴	☑ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) ☑ 浴室内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) ☑ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内の姿勢保持 ☐ その他( )	居室から浴室への移動は「排泄」と同じ。 浴室内では杖は使えず、つかまる場所がないため、移動に不安がある。 浴槽50cmの縁高を一人でまたぐことができず、介助を必要としている。	☑ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☑ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	居室から浴室の動線は「排泄」と同じ。 浴室内での移動の安全を確保するために、移動の経路に手すりを設置。 浴槽を浅いものに取替え、バスボードを併用して一人で浴槽への出入りができるようにする(ただし、「見守り」は必要か)。	☑ 段差の解消 (廊下3cmかさ上げ) (浴槽をエプロン高40cm、深さ50cmのものに取替え) ( )
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他( )		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		☐ 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) ☐ 便器の取替え ( ) ( ) ☐ 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( )
その他の動作(行為)	調理 台所での移動、姿勢保持	杖でなんとか台所へは行けるが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難。	☐ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	杖なしでの長時間の作業が可能なように、車いす作業を可能とするため、廊下と台所との段差を解消する	☐ その他 ( ) ( ) ( )

住宅改修が必要な理由書P1<受領委任払い>

<基本情報>

利用者	被保険者番号	○○○○○	年齢	歳	生年月日	明治 大正 (昭和) 年 月 日	性別	☑男 □女	
	被保険者氏名	保険 花子	要介護認定(該当に○)	要支援	1・2	要介護	経過的 (1)・2・3・4・5		
	住所	我孫子市 ○○○ 1-1-1							

作成者	現況プランニング確認日	平成 年 月 日	作成日 平成○○年○○月○○日
	完成確認日	平成 年 月 日	
	所属事業所	○○○事業所	
	資格 (作成者が介護支援専門員でないとき)		
	氏名	○○ ○○	
	連絡先	○○-○○○○-○○○○	

保険者	確認日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	評価欄	
	氏名	○○○○○		

<総合的状況>

利用者の身体状況	高血圧症の診断であるが、全身の筋力低下と立位・歩行のバランス低下がある。 移動は屋内ではつたい歩き、屋外では杖歩行。転倒の経験が回数ある。 ADLは更衣のみ一部介助で他は自立しているが、不調時は見守り、声かけが必要。
介護状況 (主な介護者含む)	妻と二人暮らし。妻は高血圧症だが健常である。 時々娘が遠方より様子を見に来ている。
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいのか	自宅敷地内で転倒を繰り返しており、外出意欲が低下している。自宅内でも横になっていることが多く、活動が低下傾向にある。昔から囲碁クラブへの参加のためよく外出をしていたので、動線を整備することで安全性を確保し、身体的・精神的負担の軽減を図り、生活に活気をもたせ、現状の身体機能を維持したい。

福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定	改修前	改修後
●車いす	□	□
●特殊寝台	□	□
●床ずれ防止用具	□	□
●体位変換器	□	□
●手すり	□	□
●スロープ	□	□
●歩行器	□	□
●歩行補助つえ	☑	☑
●認知症老人徘徊感知機器	□	□
●移動用リフト	□	□
●腰掛便座	□	□
●特殊尿器	□	□
●入浴補助用具	□	□
●簡易浴槽	□	□
●その他		
・	□	□
・	□	□
・	□	□

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作		② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修コメント(・・・することで・・・が改善できる)を記入してください		④ 改修項目(改修箇所)
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他( )		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		☑ 手すりの取付け (玄関ポーチから道路までの連続手すり) ( ) ( ) ( ) ( ) ☑ 段差の解消 (25cm2段を10cm5段の階段に変更) ( ) ( ) ☐ 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) ☐ 便器の取替え ( ) ( ) ☐ 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) ☐ その他 ( ) ( ) ( )
入浴	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) ☐ 浴室内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内の姿勢保持 ☐ その他( )		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入(扉の開閉を含む) ☑ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他( )	敷地外と玄関との高低差が大きく、駐車場スペースを兼ねたスロープち25cmの段差2段を通っての動線で手すりもないため、不安定で転倒の危険性が高い。	☐ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☑ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	段差を5段の階段にし、玄関から敷地外まで連続した手すりを設置することで、安全性が向上し、本人の身体的・精神的負担も軽減される。	
その他の動作(行為)			☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		

見積書(例)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

見積書番号:○○○

御　見　積　書

平成○○年○○月○○日

合計金額:¥＿＿＿＿＿＿

名　　称:○○邸○○改修工事
施行場所:我孫子市○○○ー○○

有効期限:提出後○ヵ月

備　　考
工　　期

○○○○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○○○○
住　　所:我孫子市○○○ー○○
電話番号:○○○○ー○○ー○○○○

名　　称：○○邸玄関改修工事
施工場所：我孫子市○○○○－○○

○○○○○○○○○株式会社
代表取締役社長　　○○ ○○　印
住　　所：我孫子市○○○○○
電話場号：○○－○○○○－○○○○

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	数量		単価	金額	介護保険対象部分 数量		介護保険対象部分 金額	住宅改修の種類	備考
玄関部	解体撤去	既存玄関ドア・床タイル撤去、残材処理		1	式		○○○○○	1	式	○○○○○	(2)(3)(4)	作業員工賃・運搬費・処分費共
	建具工事	引違い戸ドア新設	金属製ドア　○○製 W1800mm×H2000mm	1	ヶ所	○○○○	○○○○○	1	ヶ所	○○○○○	(4)	工賃、吊り込み調整、金物一式
	タイル工事	タイル張り	100cm角タイル	□	㎡	○○○○	○○○○○	□	㎡	○○○○○	(3)	下地、工賃共 表面滑り止め加工品
	コンクリート打設	コンクリートスロープ	滑り止め表面仕上げ W＝○○○mm× L＝○○○mm	□	ヶ所	○○○○	○○○○○	□	ヶ所	○○○○○	(2)	工賃、養生費、型枠、鉄筋、土工事含む
	手摺り	手摺り	木製(径32mm) L=900mm	1	本	○○○○	○○○○○	1	本	○○○○○	(1)	取付金具共
	手摺り	手摺り	ステンレス製(径32mm) L=○○mm	1	ヶ所	○○○○	○○○○○	1	ヶ所	○○○○○	(1)	脚2本・取付金具共
		取付工賃		1	式	○○○○	○○○○○	1	式	○○○○○	(1)	施工に伴う工賃(土木、タイル工等)を一括計上しても、差し支えない
	電気工事	足元灯設置	○○製電灯	1	基	○○○○	○○○○○					対象外(配線工含む)
		小　計					○○○○○			△△△△△		
		諸経費		○○	%		○○○○○	○○	%	△△△△△		対象外工事経費を除く
		合　計					○○○○○			△△△△△		
		消費税		5	%		○○○○○	5	%	△△△△△		
		総合計					□□□□□			□□□□□		

※部屋名・部分欄については、改修する部屋、箇所ごとに記載すること。
　ただし、手すり設置等で、同一品を複数の場所(箇所)に設置する場合は、部屋名を連記しても差し支えない。
※内容欄については、物品の材質、形状、規格等を記載すること。
※対象外経費については、備考欄に「対象外」と付記すること。

住宅改修工事

様邸　　改修平面図

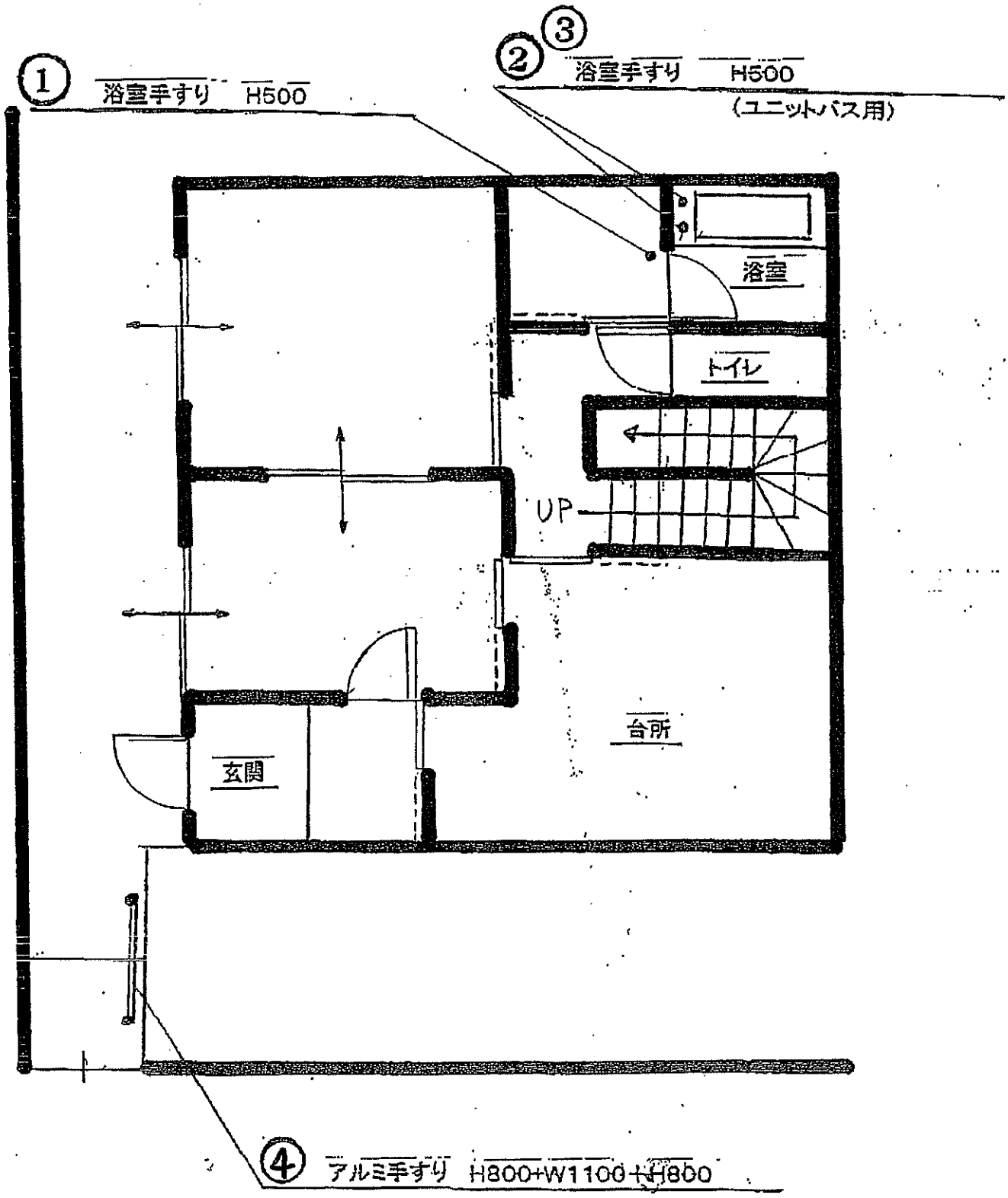

手摺りの記号と内訳

Ｉ型　縦手摺り　H＝手摺りの長さ　　Ｉ型　横手摺り　W＝手摺りの長さ

Ｌ型手摺り　　浴室用手摺り＝ステンレス芯＋ＡＢＳ樹脂被膜　　木製手摺り＝木製（タモ集成材）

様式第２号（第６条第１項関係）

例　工事完成後

我孫子市受領委任払い用

介護保険（居宅介護　介護予防）住宅改修費支給申請書

ﾌﾘｶﾞﾅ 被保険者氏名	被保険者名	保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	年　月　日	性別	男・女
住所	〒 電話番号		
住宅の所有者	本人との関係（　　）		
改修の内容・個所及び規模		業者名	
		着工日	年　月　日
		完成日	年　月　日

保険対象改修経費①	自己負担額②（①×0.1）※１円未満切り上げ	保険支給額①－②
36,542 円	3,655 円	32,887 円

我孫子市長へ　あて

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。

また、この申請に基づく居宅介護（支援）住宅改修費の支給申請及び受領に関する権限については、次の受取人に委任します。

年　月　日 ←― 完成後に申請書を提出する日

申請者（兼受領委任者）住所　　電話番号　　㊞

太枠内を記入してください

受取人の住所、事業者名、代表者名及び口座振込先	〒 住所 事業者名 代表者名　受領委任事業者　㊞	契約番号	
		電話番号	
	金融機関		
	口座番号	区分	1　普通　2　当座
	ﾌﾘｶﾞﾅ 口座名義人		

指定居宅介護支援事業者確認欄	上記の申請については、介護保険法第４５条第１項又は第５７条第１項に規定する住宅改修に該当することを及び支給の申請手続が適正であることを確認します。 住　所 事業者名 居宅介護支援専門員氏名　ケアマネージャー名及び確認印　印

※我孫子市記入欄

保険対象額	本人負担額	支給決定額	備考

注意
保険対象改修経費に給付対象外経費が含まれているときは、保険支給額が減額されますで御注意ください。

＜事前申請時に添付する書類＞

1　介護保険（居宅介護　介護予防）住宅改修費支給申請書

2　住宅改修が必要な理由書

3　工事費見積書

4　住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真又は簡単な図を用いたもの）

5　住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行なった住宅の所有者が該当利用者でない場合）

＜工事完成後に添付する書類＞

1　住宅改修に要した費用に係る領収書

2　工事費内訳書

3　住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）

領　収　書

例

被保険者名

3, 655　　円

手摺り取り付け

■一割負担の計算方法(端数処理)

工事総額額　　36,542 円

1割負担分　　3,654.2 円

※1円未満切り上げ

3,655 円

平成○○年○○月○○日

名　　称：○○邸玄関改修工事
施工場所：我孫子市○○○○－○○

○○○○○○○○○株式会社
代表取締役社長　　○○ ○○　印
住　　所：我孫子市○○○○○
電話場号：○○－○○○○－○○○○

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	数量		単価	金額	介護保険対象部分 数量		介護保険対象部分 金額	住宅改修の種類	備考
玄関部	解体撤去	既存玄関ドア・床タイル撤去、残材処理		1	式		○○○○○	1	式	○○○○○	(2)(3)(4)	作業員工賃・運搬費・処分費共
	建具工事	引違い戸ドア新設	金属製ドア　○○製 W1800mm×H2000mm	1	ヶ所	○○○○	○○○○○	1	ヶ所	○○○○○	(4)	工賃、吊り込み調整、金物一式
	タイル工事	タイル張り	10cm角タイル	□	㎡	○○○○	○○○○○	□	㎡	○○○○○	(3)	下地、工賃共 表面滑り止め加工品
	コンクリート打設	コンクリートスロープ	滑り止め表面仕上げ W=○○○mm× L=○○○mm	□	ヶ所	○○○○	○○○○○	□	ヶ所	○○○○○	(2)	工賃、養生費、型枠、鉄筋、土工事含む
	手摺り	手摺り	木製(径32mm) L=900mm	1	本	○○○○	○○○○○	1	本	○○○○○	(1)	取付金具共
	手摺り	手摺り	ステンレス製(径32mm) L=○○mm	1	ヶ所	○○○○	○○○○○	1	ヶ所	○○○○○	(1)	脚2本・取付金具共
		取付工賃		1	式	○○○○	○○○○○	1	式	○○○○○	(1)	施工に伴う工賃(土木、タイル工等)を一括計上しても、差し支えない
	電気工事	足元灯設置	○○製電灯	1	基	○○○○	○○○○○					対象外(配線工含む)
		小　計					○○○○○			△△△△△		
		諸経費		○○	%		○○○○○	○○	%	△△△△△		対象外工事経費を除く
		合　計					○○○○○			△△△△△		
		消費税		5	%		○○○○○	5	%	△△△△△		
		総合計					□□□□□			□□□□□		

※部屋名・部分欄については、改修する部屋、箇所ごとに記載すること。
　ただし、手すり設置等で、同一品を複数の場所(箇所)に設置する場合は、部屋名を連記しても差し支えない。
※内容欄については、物品の材質、形状、規格等を記載すること。
※対象外経費については、備考欄に「対象外」と付記すること。

○○邸住宅改修

例

写　真

着工前

着工後

①玄関入り口ドア取替え

2006/4/10

撮影日

2006/4/20

②玄関土間の床材の変更

2006/4/10

2006/4/20

③玄関前スロープ

2006/4/10

2006/4/20

※被保険者と所有者が異なる場合必要

平成　　年　　月　　日

例

住宅改修の承諾書

（住宅所有者）

住　所

氏　名　所有者 ○○○○○　　印

私は、下記表示の住宅に、被保険者 ○○○○○ が

別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

住宅の所在地　我孫子市 ○○○○○

2．我孫子市高齢者住宅改造費助成規則

高齢者住宅改造費助成制度

課税世帯は ダメ

歳以上）がお住まいの既存住宅の改造に要する経費の一部を助成する制度を実施しています。
が居住している住宅が対象となりますが、老朽化による工事、単なる修繕、増・新築等は、助成の対象になりません。

助成対象区分	助成対象経費	助成限度額（左記の1/2）	助成対象者及び助成対象箇所
要介護予防高齢者	5万円 部材限度額設定有り	25,000円	●介護保険の認定を受けていない高齢者、介護認定が非該当となった高齢者で手摺設置等を必要としている者 ①手摺　②段差スロープ　③式台　の3点に限定する。 （それぞれ、住宅・床面等に固定するものに限る）
軽度認定高齢者	40万円 箇所毎に限度額、 部材限度額設定有り	200,000円	●本市において介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者で、その認定内容が、要支援から要介護2　までの者 居室、浴室、便所、台所、廊下（階段含む）、玄関、アプローチ、その他市長が特に必要と認めた箇所及び福祉機器の設置 ・浴室（浴槽・手摺含む）限度額：　35万円×1/2＝17万5千円 ・便所（手摺含む）限度額：　25万円×1/2＝12万5千円
重度認定高齢者	100万円 箇所毎に限度額　、 部材限度額設定有り	500,000円	●本市において介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者で、その認定内容が　要介護3から要介護5　までの者 ●助成対象経費の40万円を超えた部分にかかる経費は、介護者の介護負担の軽減を図るための改造（浴室・便所を除く）でなければならない。 居室、浴室、便所、台所、廊下（階段含む）、玄関、アプローチ、その他市長が特に必要と認めた箇所及び福祉機器の設置 ・浴室（浴槽・手摺含む）限度額：　35万円×1/2＝17万5千円 ・便所（手摺含む）限度額：　25万円×1/2＝12万5千円

■ 留意事項

- 工事が始まってから申請されても、受け付けることは出来ません。また、市担当者が現場、工事内容等確認後に申請書受理となります。
- 介護認定を受けている高齢者は、介護保険の住宅改修が優先となります。 このため、要介護予防高齢者を除き、別紙の部材別単価にて計算した金額を介護保険の住宅改修費の残高と比較します。 比較の結果、市高齢者住宅改造費助成制度の助成対象経費が、介護保険住宅改修費の未使用額を超えた場合のみ、その金額が市高齢者住宅改造費助成制度の対象経費となります。
- 別紙単価表に基づき計算した結果、介護保険で対象とされている手摺設置等に要する経費が20万円を超えている場合であっても、市住宅改造助成の対象とはならない場合があります。
- 年度内に工事が完了し、利用者に領収書が発行できない場合は、助成決定の取り消しとなります。

別紙

部屋別単価

番号	部屋	明細
1	浴室　浴室ドア含む	350，000円以内（床段差工事及び浴槽の交換を必須工事とする。）
2	便所	250，000円以内（床段差工事及び便器の交換を必須工事とする。）

標準部材単価

番号	部材別	単価	計算方法（左記単価の1/2）
1	床材　㎡	10,000円（材工込み）以内	㎡×10,000円×1/2
2	屋内手摺　木製　1m	5,500円（材工込み）以内	m×5,500円×1/2
3	屋内手摺　（浴室のみ）　樹脂　1m	9,500円（材工込み）以内	m×9,500円×1/2
4	屋外用手摺　ステンレス　1m	8,500円（材工込み）以内	m×8,500円×1/2
5	段差スロープ　1箇所	4,500円（材工込み）以内	1箇所4,500円×1/2
6	式台　1箇所	10,000円（材工込み）以内	1箇所10,000円×1/2
7	ドアノブ交換	4,500円（材工込み）以内	1箇所4,500円×1/2
8	段差解消に伴うドア交換	23,000円（材工込み）以内	1箇所23,000円×1/2
9	開き戸を引き戸（折り戸）に交換	23,000円（材工込み）以内	1箇所23,000円×1/2
10	スロープ等コンクリート工事（叩き　㎡）	6,500円（材工込み）以内	㎡×6,500円×1/2
11	階段用滑り止め工事	6,000円（材工込み）以内	1箇所×6,000円×1/12
12	段差解消機設置工事	設置見積金額の1/3以内	左記金額の1/2
13	開き戸の開き勝手変更工事	5,500円（材工込み）以内	1箇所×5,500円×1/2
14	段差解消に伴うドア部下枠（敷居）の撤去・補修工事	5,500円（材工込み）以内	1箇所×5,500円×1/2
15	段差解消に伴うドア下部補修工事（接木）	5,500円（材工込み）以内	1箇所×5,500円×1/2
16	階段昇降機本体及び設置工事 （車椅子昇降機が設置できない場合であり、外部アプローチへの設置に限る）	本体及び設置見積金額内の1/3以内	左記金額の1/2

■　算定した額（2分の1）が100円未満の端数は切り捨てとなります。
算定のため、手摺の長さ、床工事の㎡を見積書に明記してください。

手続きの流れ

1 相談	介護支援課へ相談してください。 介護保険の認定を受けている方は、ケアマネージャーへ相談してください。
2 訪問調査	介護支援課の地区担当者がご自宅を訪問し、身体状況及び工事前の状況を確認します。 身体的に必要な工事であると認められる場合は、助成手続き等について具体的な説明を行います。
3 申請	申請に必要な書類を用意していただきます。書類が揃い次第、申請を受け付けます。 ① 申請書 ② 工事見積書(施工業者の押印が必要)・・・書式は決まっていませんが、次の点にご注意ください。 ・一式ではなく、工事箇所(部屋)毎に明細(手摺の長さ・工事面積)を記載 ・同一箇所(浴室等)でも、介護保険助成対象となる項目(床・手摺・ドア・浴槽・段差解消に伴う給排水工事等)と対象とならない項目(壁・天井・窓・換気・照明器具・釜等)の金額が区別できるように記載 ③ 工事内容がわかる図面(工事前・工事後) ・手摺の場合は、取り付け位置や形状がわかるように記載 ・段差解消工事や浴槽設置は、施工前後の高さが分かるよう平面・断面図等に数値を記載 ④ 工事承認書(申請書所有の住宅でない場合) ⑤ 介護保険住宅改修理由書の写し(介護保険住宅改修との併用申請の場合のみ)
4 助成決定	書類に不備がない場合、申請を受け付けてから約1週間後に書面でお知らせいたします。 助成決定後に見積書の金額または工事内容が変更となった場合は、工事完了前に「変更申請」が必要となります。
5 工事完了	地区担当者が完了確認の訪問をします。その際、申請者に市助成金の請求を手続きしていただきます。 ① 市地区担当者が図面通りの工事であること、見積書の金額に変更がないこと、工事完了年月日等を確認 ② 申請者は市地区担当者が持参する助成金請求書を記載し、市に助成金の振込先金融機関を指定 ・請求書の添付書類として、領収書の原本が必要
6 助成金交付	助成金請求日より30日以内に指定された銀行に払い込みます。

■ 市高齢者住宅改造費助成制度は、市助成の対象となることを前提とした申請受付となります。
介護保険の認定を受けている場合は、ケアマネージャーと部材限度額及び介護保険の住宅改修費残額の確認をお願いします。

我孫子市高齢者住宅改造費助成規則　見積書(例)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

見積書番号:○○○

御　見　積　書

平成○○年○○月○○日

合計金額:￥274,905円

名　　称:○○邸○○改修工事
施行場所:我孫子市○○○ー○○

有効期限:提出後○ヵ月

備　　考
工　　期

○○○○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○○○○
住　　所:我孫子市○○○ー○○
電話番号:○○○○ー○○ー○○○○

内 訳 明 細 書

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	数量	単価	金額	備考
屋外階段	手摺	手摺設置工事	屋外用樹脂手摺本体 190cm	1.9 m	4,250	8,075円	定価4800/m
			支柱(埋め込み式)	3 本	9,500	28,500円	定価10800/本
			縦曲りエンドーPC	1 セット	2,620	2,620円	
			組立・取付施工費	1 式	20,000	20,000円	
玄関	手摺	手摺設置工事	木製 縦 60cm	1 本	4,880	4,880円	ｴﾝﾄﾞﾎﾙﾀﾞｰ×2
			下地補強板	1	3,000	3,000円	
			組立・取付施工費	1 式	6,500	6,500円	
階段(屋内)	手摺	手摺設置工事	木製 連続 260+90+70cm	1	25,250	25,250円	ｴﾝﾄﾞﾎﾙﾀﾞｰ×2 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ×2 L付受ﾌﾞﾗｹｯﾄ×6
			下地補強板(480cm)	1	19,750	19,750円	
			組立・取付施工費	1 式	23,000	23,000円	
浴室	手摺	手摺設置工事	ｲﾝﾃﾘｱﾊﾞｰ 縦 50cm TS134GY5S#N11	1	9,620	9,620円	TOTO定価1100円
			手摺上部下地ふかし板 20mm	1	4,000	4,000円	塗装仕上げ
			取付施工費	1 式	7,000	7,000円	
トイレ	手摺	手摺設置工事	木製 縦 50cm	1	4,620	4,620円	ｴﾝﾄﾞﾎﾙﾀﾞｰ×2
			下地補強板	1	2,500	2,500円	
			組立・取付施工費	1 式	6,500	6,500円	
	床	敷居工事	既存敷居撤去・廃棄	1 式	7,500	7,500円	
			下地造作及び新敷居取付け 材工	1 式	16,500	16,500円	
		床段差解消	造作工事 下地及び床 1.6㎡	1 式	12,000	12,000円	
			床CF貼・幅木取付 1.6㎡	1 式	28,500	28,500円	
			給排水工事 材工	1 式	15,000	15,000円	
			既存機器取外し・取付け	1 式	6,500	6,500円	
		合計				261,815円	
		消費税		5 %		13,090円	
		総合計				274,905	

様　住宅改修見取図

【 改修前 】

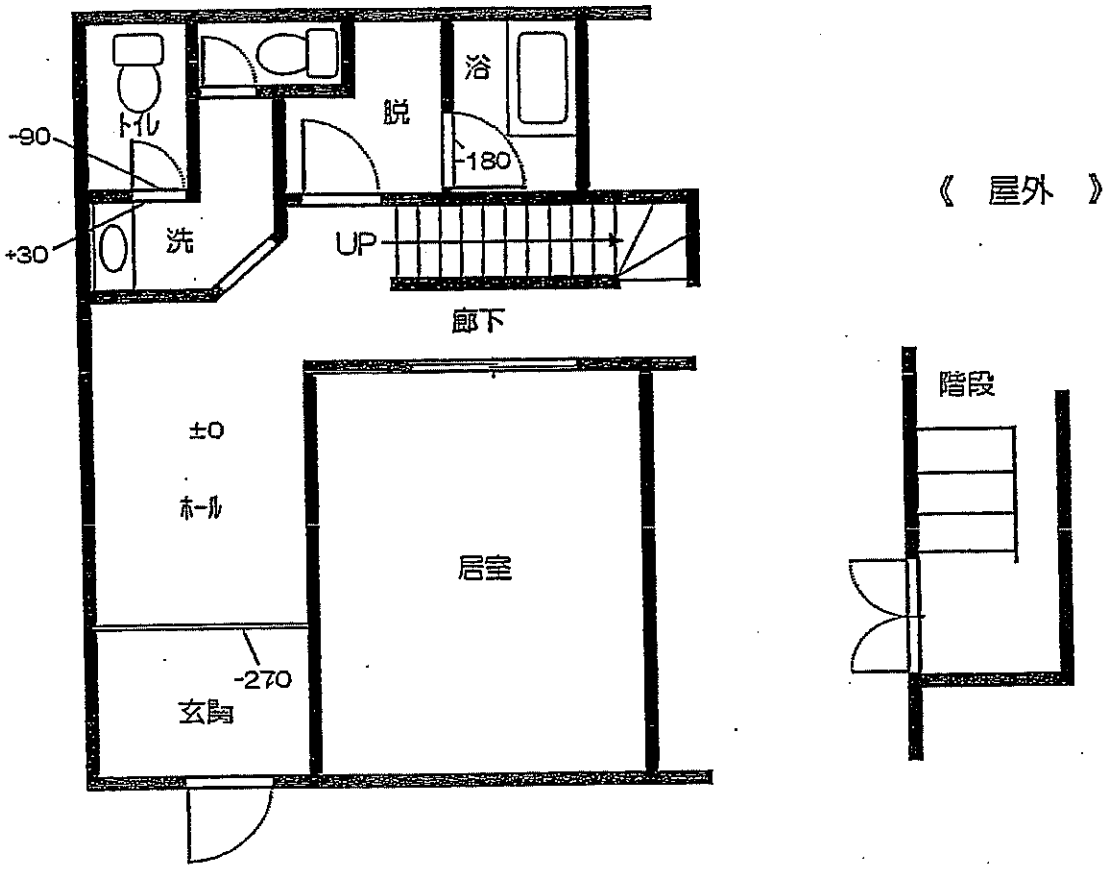
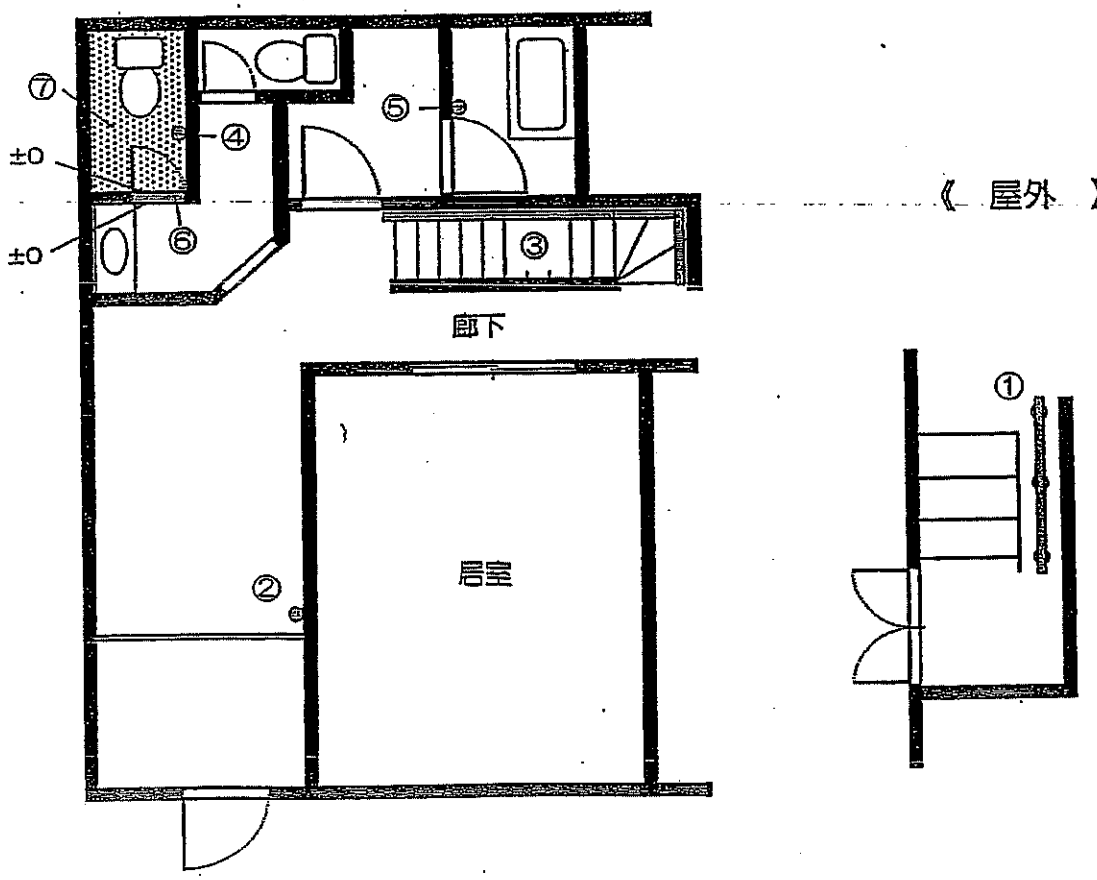
【 改修後 】